

議案第46号

調布市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月7日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

都市公園に設けることのできる運動施設の敷地面積の上限となる割合を定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市都市公園条例の一部を改正する条例

調布市都市公園条例（昭和53年調布市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の上限）

第3条の7 都市公園法施行令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。